



『中華人民共和國專利法第4回改正草案』対比表

青色 削除された箇所

赤色 追加された箇所

現行法	第4次改正草案（送審稿） （2015年12月2日）	第4次改正草案（意見募集稿） （2019年1月）
第一章 総則	第一章 総則	第一章 総則
<p>第1条（立法目的） 特許権者の合法的權益を保護し、發明創造を奨励し、發明創造の応用を推進し、創新能力を向上させ、科学技術の進歩と經濟社会の發展を促進するために、本法律を制定する。</p>	<p>第1条 未改正</p>	<p>第1条 未改正</p>
<p>第2条（發明創造の定義） 本法律において發明創造とは、發明、實用新案及び意匠をいう。 發明とは、製品、方法又はその改良について出された新しい技術案を指す。 實用新案とは、製品の形状、構造又はその組み合わせについて出された、實用に適した新しい技術案を指す。 意匠とは、製品の形状、図案又はその組</p>	<p>第2条（發明創造の定義） 本法律において發明創造とは、發明、實用新案及び意匠をいう。 發明とは、製品、方法又はその改良について出された新しい技術案を指す。 實用新案とは、製品の形状、構造又はその組み合わせについて出された、實用に適した新しい技術案を指す。 意匠とは、製品全体又は局部の形状、図</p>	<p>第2条（發明創造の定義） 本法律において發明創造とは、發明、實用新案及び意匠をいう。 發明とは、製品、方法又はその改良について出された新しい技術案を指す。 實用新案とは、製品の形状、構造又はその組み合わせについて出された、實用に適した新しい技術案を指す。 意匠とは、製品の形状、図案又はその</p>



<p>み合わせ、及び色彩と形状、図案の組み合わせによって出された美観に富み且つ工業上の応用に適した新しいデザインを指す。</p>	<p>案又はその組み合わせ、及び色彩と形状、図案の組み合わせによって出された美観に富み且つ工業上の応用に適した新しいデザインを指す。</p>	<p>組み合わせ、及び色彩と形状、図案の組み合わせによって出された美観に富み且つ工業上の応用に適した新しいデザインを指す。</p>
<p>第3条（国務院專利行政部門及び地方特許業務管理部門の権限）</p> <p>国務院專利行政部門は全国の特許業務の管理責任を有し、統一的に特許出願の受理及び審査を行い、法律に基づき特許権を付与する。</p> <p>省、自治区、直轄市人民政府の特許業務管理部門は、その行政区域内の特許業務の管理責任を負う。</p>	<p>第3条（国務院專利行政部門及び地方特許業務管理部門の権限）</p> <p>国務院專利行政部門は、全国の特許業務の管理責任を有し、統一的に特許出願の受理及び審査を行い、法律に基づき特許権を付与し、特許市場の監督と管理責任を有し、重大な影響のある特許権侵害と特許詐称行為を取締り、特許情報公共サービス体制を構築し、特許情報の伝播と利用を促進する。</p> <p>地方人民政府專利行政部門は、その行政区域内の特許業務の責任を負い、法に基づき特許行政執法を展開し、特許公共サービスを提供する。</p> <p>前項に称した地方人民政府專利行政部門は、省級、区を設けている市級及び法律法規に権利付与された県級人民政府專利行政部門を指す。</p>	<p>第3条（国務院專利行政部門及び地方特許業務管理部門の権限）</p> <p>国務院專利行政部門は全国の特許業務の管理責任を有し、統一的に特許出願の受理及び審査を行い、法律に基づき特許権を付与する。</p> <p>省、自治区、直轄市人民政府の特許業務管理部門は、その行政区域内の特許業務の管理責任を負う。</p>



<p>第4条（秘密保持を要する主題） 特許出願をした発明創造が国家の安全又は重大な利益にかかわり、秘密を保持する必要がある場合には、国家の関係規定によって処理される。</p>	<p>第4条 未改正</p>	<p>第4条 未改正</p>
<p>第5条（公序良俗法律、行政法規の規定に違反して遺伝資源を取得し又は利用に違反する主題） 法律、社会の公德に違反し、又は公共の利益を害する発明創造に対し、特許権を付与しない。 法律、行政法規の規定に違反して遺伝資源を取得し又は利用し、且つ当該遺伝資源によって完成された発明創造に対し、特許権を付与しない。</p>	<p>第5条 未改正</p>	<p>第5条 未改正</p>
<p>第6条（権利の帰属、職務発明創造・非職務発明創造） 所属単位の任務を遂行し又は主に所属単位の物質的技術的条件を利用して完成させた発明創造は職務発明創造という。職務発明創造の特許を出願する権利はその単体に属する。出願が認可された後、当該単位が特許権者となる。 非職務発明創造において、特許を出願す</p>	<p>第6条（権利の帰属、職務発明創造・非職務発明創造） 所属単位の任務を遂行して完成させた発明創造は職務発明創造という。 職務発明創造の特許を出願する権利はその単体に属する。出願が認可された後、当該単位が特許権者となる。 非職務発明創造において、特許を出願する権利は発明者又は創作者に属する。出願</p>	<p>第6条（権利の帰属、職務発明創造・非職務発明創造） 所属単位の任務を遂行し又は主に所属単位の物質的技術的条件を利用して完成させた発明創造は職務発明創造という。職務発明創造の特許を出願する権利はその単体に属する。出願が認可された後、当該単位が特許権者となる。 職務発明創造の特許出願権利及び特許</p>



<p>る権利は発明者又は創作者に属する。出願が認可された後、発明者又は創作者が特許権者となる。</p> <p>所属単位の物質的技術的条件を利用して完成させた発明創造において、単位と発明者又は創作者とが契約を結んでおり、特許を出願する権利及び特許権の帰属に対し約定されている場合、その約定に従う。</p>	<p>が認可された後、発明者又は創作者が特許権者となる。</p> <p>所属単位の物質的技術的条件を利用して完成させた発明創造において、単位と発明者又は創作者とが契約を結んでおり、特許を出願する権利及び特許権の帰属に対し約定されている場合、その約定に従う。約定されていない場合、特許を出願する権利は発明者又は創作者に属する。</p>	<p>権に対して、所属単位は法により処置することができ、産権激励を執行し、株主権、株式オプション、分配金等の形を用いて、創新収益を発明者又は創作者を合理的にシェアさせ、係る発明創造の実施及び運用を促進する。</p> <p>非職務発明創造において、特許を出願する権利は発明者又は創作者に属する。出願が認可された後、発明者又は創作者が特許権者となる。</p> <p>所属単位の物質的技術的条件を利用して完成させた発明創造において、単位と発明者又は創作者とが契約を結んでおり、特許を出願する権利及び特許権の帰属に対し約定されている場合、その約定に従う。</p>
<p>第7条（非職務発明の出願の自由） 発明者又は創作者の非職務発明創造特許出願に対し、如何なる単位又は個人もこれを妨げてはならない。</p>	<p>第7条 未改正</p>	<p>第7条 未改正</p>
<p>第8条（合作又は委託による共同発明創造の帰属） 2つ以上の単位又は個人が共同で完成させた発明創造、又は一つの単位又は個人が</p>	<p>第8条 未改正</p>	<p>第8条 未改正</p>



<p>他の単位又は個人に委託されて完成させた発明創造は、別段の合意がある場合を除き、特許を出願する権利は完成させた又は共同で完成させた単位又は個人に属する。出願が認可された後、出願した単位又は個人が特許権者となる。</p>		
<p>第9条（先願主義） 同一の発明創造には1つの特許権のみが付与される。ただし、同一の出願人が同日に同一の発明創造について、実用新案特許出願と発明特許出願の双方を提出した場合、先に取得した実用新案特許権が未だ終了しておらず、且つ出願人は当該実用新案特許権を放棄する旨を声明した場合、発明特許権を付与することができる。 二以上の出願人が同一の発明創造について個別に特許出願した場合、特許権は最先の出願人に付与される。</p>	<p>第9条 未改正</p>	<p>第9条 未改正</p>
<p>第10条（特許出願権及び特許権の譲渡、外国人への譲渡） 特許出願権及び特許権は譲渡することができる。 中国の単位又は個人が外国人、外国企業若しくは外国のその他の組織に対して、特</p>	<p>第10条 未改正</p>	<p>第10条 未改正</p>



<p>許出願権又は特許権を譲渡する場合、関連する法律、行政法規の規定に従って手続を行わなければならない。</p> <p>特許出願権又は特許権を譲渡する場合、当事者は書面による契約書を締結し、国务院專利行政部門に登録し、国务院專利行政部門による公告をされなければならない。特許出願権又は特許権の譲渡は登録の日より効力が発生する。</p>		
<p>第 11 条 (特許権の効力)</p> <p>發明特許権及び實用新案特許権が付与された後、本法律に別段の規定がある場合を除き、いかなる単位又は個人も特許権者の許諾を得ずに、その特許を実施してはならない。即ち、生産經營を目的にその特許製品を製造、使用、販売の申し出、販売、輸入すること、又はその特許方法を使用すること、及び、その特許方法で直接得られた製品を使用、販売の申し出、販売、輸入することができない。</p> <p>意匠特許権が付与された後、いかなる単位又は個人も特許権者の許諾を得ずに、その特許を実施してはならない。即ち、生産經營を目的とした当該意匠の特許製品の製</p>	<p>第 11 条 未改正</p>	<p>第 11 条 未改正</p>



<p>造、販売の申出、販売、輸入であってはならない。</p>		
<p>第 12 条 (特許実施許諾契約) いかなる単位又は個人が、他人の特許を実施する場合、特許権者と実施許諾契約を締結し、特許権者に特許実施料を支払わなければならない。被許諾者は契約書に定められていない他のいかなる単位又は個人に対して、当該特許の実施を許諾する権利を有しない。</p>	<p>第 12 条 未改正</p>	<p>第 12 条 未改正</p>
<p>第 13 条 (発明特許出願公開後の仮保護) 発明の特許出願が公開された後、出願人はその発明を実施する単位又は個人に適当な対価の支払いを請求することができる。</p>	<p>第 13 条 未改正</p>	<p>第 13 条 未改正</p>
<p>第 14 条 (国営企業単位・発明特許の実施許可) 国営企業の事業単位の発明特許が、国家利益又は公共利益に対して重大な意義がある場合、国務院の関係主管部門及び省、自治区、直轄市の人民政府は、国務院の認可を得て、許可された範囲内で応用を広げることを決め、指定した単位が実施することを認めることができる。実施する単位は、国家の規定に従って特許権者に実施料を支</p>	<p>第 14 条 (新設 X1 条、以前の 14 条は 77 条に移動) 特許出願と特許権の行使は、誠実信用の原則に従わなければならない、特許権を濫用して公共の利益を害してはならず、或は不正な排除、競争制限をしてはならない。</p>	<p>第 14 条 (国営企業単位・発明特許の実施許可) 国営企業の事業単位の発明特許が、国家利益又は公共利益に対して重大な意義がある場合、国務院の関係主管部門及び省、自治区、直轄市の人民政府は、国務院の認可を得て、許可された範囲内で応用を広げることを決め、指定した単位が実施することを認めることができる。実施する単位は、国家の規定に従って特許</p>



<p>払う。</p> <p>第 15 条 (特許表示) 特許出願権又は特許権の共有者が権利の行使に対して約定がある場合、その約定に従う。約定がない場合、共有者は単独で実施すること、又は他人に対して当該特許の通常実施を許諾することができる。他人に当該特許の実施を許諾する場合、取得した実施料は共有者間で分配しなければならない。</p> <p>前項規定の状況を除き、共有される特許出願権あるいは特許権を行使するには、共有者全員の同意を得なければならない。</p>	<p>第 15 条 未改正</p>	<p>権者に実施料を支払う。</p> <p>第 15 条 未改正</p>
<p>第 16 条 (職務発明の奨励金及び報酬)</p> <p>特許権が付与された単位は、職務発明をした発明者又は創作者に対し奨励を与えなければならない。発明特許が実施された後、その普及応用の範囲及び得られる経済効果に応じて、発明者又は創作者に対し、合理的な報酬を与えなければならない。</p>	<p>第 16 条 (職務発明の奨励金及び報酬)</p> <p>職務発明創造に特許権が付与された後に、単位はその発明者又は創作者に対し奨励を与えなければならない。発明創造特許が実施された後、単位はその普及応用の範囲及び得られる経済効果に応じて、発明者又は創作者に対し、合理的な報酬を与えなければならない。</p> <p>単位は本法第 6 条第 4 項の規定に基づ</p>	<p>第 16 条 (職務発明の奨励金及び報酬)</p> <p>特許権が付与された単位は、職務発明をした発明者又は創作者に対し奨励を与えなければならない。発明特許が実施された後、その普及応用の範囲及び得られる経済効果に応じて、発明者又は創作者に対し、合理的な報酬を与えなければならない。</p>



	いて発明創造特許出願の権利が単位に属することを発明者又は創作者と約定した場合、単位は前項の規定に基づいて発明者又は創作者に奨励金及び報酬を与えなければならない。	
<p>第 17 条（発明者などの表示権）</p> <p>発明者又は創作者は、特許書類に自己が発明者又は創作者であることを明記する権利を有する。</p> <p>特許権者はその特許製品又は当該製品の包装上に特許標識を明記する権利を有する。</p>	第 17 条 未改正	第 17 条 未改正
<p>第 18 条（在外者の特許出願）</p> <p>中国に恒常的な居所又は営業所を有しない外国人、外国企業又は外国の他の組織が、中国に特許を出願する場合、その属する国と中国が締結した協定又は共に加盟している国際条約に従い、又は互惠の原則に従い、この法律に基づいて処理する。</p>	第 18 条 未改正	第 18 条 未改正
<p>第 19 条（特許出願の委任）</p> <p>中国に通常の居所又は営業所を有しない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が、中国に特許を出願し及びその他の特許事務を行う場合、法に依って設立された専</p>	<p>第 19 条（特許出願の委任）</p> <p>中国に通常の居所又は営業所を有しない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が、中国に特許を出願し及びその他の特許事務を行う場合、規定に従い法に依って設</p>	<p>第 19 条（特許出願の委任）</p> <p>中国に通常の居所又は営業所を有しない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が、中国に特許を出願し及びその他の特許事務を行う場合、法に依って設立</p>



<p>利代理機構に委任しなければならない。</p> <p>中国の単位又は個人が、国内で特許を出願し及びその他の特許事務を行う場合、法に依って設立された専利代理機構に委任することができる。</p> <p>専利代理機構は法律、行政法規を遵守し、依頼人の委任事項に従い、特許出願及び他の特許事務を行う。依頼人の発明創造の内容について、特許出願が既に公開又は公告されたことを除き、秘密保持の責任を負う。専利代理機構の具体的な管理方法は国務院により定められる。</p>	<p>立された専利代理機構に委任しなければならない。</p> <p>中国の単位又は個人が、国内で特許を出願し及びその他の特許事務を行う場合、法に依って設立された専利代理機構に委任することができる。</p> <p>専利代理機構及び専利代理師は法律、行政法規を遵守し、依頼人の委任事項に従い、特許出願及び他の特許事務を行う。依頼人の発明創造の内容について、特許出願が既に公開又は公告されたことを除き、秘密保持の責任を負う。専利代理機構及び専利代理師の具体的な管理方法は国務院により定められる。</p>	<p>された専利代理機構に委任しなければならない。</p> <p>中国の単位又は個人が、国内で特許を出願し及びその他の特許事務を行う場合、法に依って設立された専利代理機構に委任することができる。</p> <p>専利代理機構は法律、行政法規を遵守し、依頼人の委任事項に従い、特許出願及び他の特許事務を行う。依頼人の発明創造の内容について、特許出願が既に公開又は公告されたことを除き、秘密保持の責任を負う。専利代理機構の具体的な管理方法は国務院により定められる。</p>
		<p>第 20 条 (新設)</p> <p>特許出願及び特許権行使は、誠実信用原則に従わなければならない、特許権を濫用して公共利益と他人の適法権益を損害したり競争の排除や制限をしたりしてはならない。</p>
<p>第 20 条 (外国出願の秘密保持審査とその規定違反)</p> <p>いかなる単位又は個人が、中国で完成させた発明又は実用新案を外国に特許出願す</p>	<p>第 20 条 (外国出願の秘密保持審査とその規定違反)</p> <p>いかなる単位又は個人が、中国で完成させた発明又は実用新案を外国に特許出願す</p>	<p>第 21 条 (外国出願の秘密保持審査とその規定違反)</p> <p>いかなる単位又は個人が、中国で完成させた発明又は実用新案を外国に特許出</p>



<p>る場合、事前に申告して国務院專利行政部門による秘密保持審査を経なければならない。秘密保持審査のプロセス、期限等は国務院の規定に従って執行する。</p> <p>中国の単位又は個人は、中華人民共和国が加盟する関係国際条約に基づき、特許の国際出願をすることができる。出願人が特許の国際出願をする場合、前項の規定を遵守しなければならない。</p> <p>国務院の專利行政部門は、中華人民共和国の加盟する関係国際条約、この法律及び国務院の関係規定に従い国際出願をしなければならない。</p> <p>本条第1項の規定に違反して外国に特許出願した発明又は実用新案に対して、中国において特許出願する場合、特許権を付与しない。</p>	<p>る場合、事前に申告して国務院專利行政部門による秘密保持審査を経なければならない。秘密保持審査のプロセス、期限等は国務院の規定に従って執行する。</p> <p>中国の単位又は個人は、中華人民共和国が加盟する関係国際条約に基づき、国際出願をすることができる且つ関連保護を獲得することができる。出願人が国際出願をする場合、前項の規定を遵守しなければならない。</p> <p>国務院の專利行政部門は、中華人民共和国の加盟する関係国際条約、この法律及び国務院の関係規定に従い国際出願をしなければならない。</p> <p>本条第1項の規定に違反して外国に特許出願した発明又は実用新案に対して、中国において特許出願する場合、特許権を付与しない。</p>	<p>願する場合、事前に申告して国務院專利行政部門による秘密保持審査を経なければならない。秘密保持審査のプロセス、期限等は国務院の規定に従って執行する。</p> <p>中国の単位又は個人は、中華人民共和国が加盟する関係国際条約に基づき、特許の国際出願をすることができる。出願人が特許の国際出願をする場合、前項の規定を遵守しなければならない。</p> <p>国務院の專利行政部門は、中華人民共和国の加盟する関係国際条約、この法律及び国務院の関係規定に従い国際出願をしなければならない。</p> <p>本条第1項の規定に違反して外国に特許出願した発明又は実用新案に対して、中国において特許出願する場合、特許権を付与しない。</p>
<p>第21条 (行政部門の処理原則、秘密保持の責任)</p> <p>国務院專利行政部門及びその專利復審委員会は、客観、公正、正確、迅速の要求に照らして、法に従い、特許に関わる出願及び申請を取り扱わなければならない。</p>	<p>第21条 (行政部門の処理原則、秘密保持の責任)</p> <p>国務院專利行政部門及びその專利復審委員会は、客観、公正、正確、迅速の要求に照らして、法に従い、特許に関わる出願及び申請を取り扱わなければならない。</p>	<p>第22条 (行政部門の処理原則、秘密保持の責任)</p> <p>国務院專利行政部門及びその專利復審委員会は、客観、公正、正確、迅速の要求に照らして、法に従い、特許に関わる出願及び申請を取り扱わなければならない。</p>



<p>国務院專利行政部門は、特許情報を全面的、正確、迅速に特許情報を発布し、定期的に特許公報を出版しなければならない。</p> <p>特許出願が公開又は公告されるまでは、国務院の專利行政部門の職員及び関係者はその内容について、秘密保持の責任を負う。</p>	<p>国務院專利行政部門は、特許情報を全面的、正確、迅速に特許情報を発布し、定期的に特許公報を出版し、特許情報基礎データを提供しなければならない。</p> <p>特許出願が公開又は公告されるまでは、国務院の專利行政部門の職員及び関係者はその内容について、秘密保持の責任を負う。</p>	<p>い。</p> <p>国務院專利行政部門は、特許情報公共サービス体系の建設を強化し、定期的に特許公報を出版し、全面的、正確、迅速に特許情報を発布し、特許情報の基礎データを提供し、特許情報伝播・利用を促進しなければならない。</p> <p>特許出願が公開又は公告されるまでは、国務院の專利行政部門の職員及び関係者はその内容について、秘密保持の責任を負う。</p>
<p>第二章 特許権付与の要件</p>	<p>第二章 特許権付与の要件</p>	<p>第二章 特許権付与の要件</p>
<p>第 22 条（発明及び実用新案の特許要件）</p> <p>特許が付与される発明及び実用新案は、新規性、進歩性及び実用性を有しなければならない。</p> <p>新規性とは、当該発明又は実用新案が従来技術に属さず、またいかなる単位又は個人が同一の発明又は実用新案について、出願日前に国務院專利行政部門に出願されたことがない、かつ出願日以後に公開された特許権出願書類又は公告された特許書類に</p>	<p>第 22 条 未改正</p>	<p>第 23 条 未改正</p>



<p>記載されていないことをいう。</p> <p>進歩性とは、従来技術に比べて、当該発明には際立った実質的な特徴及び顕著な進歩を有し、当該実用新案が実質的な特徴及び進歩を有していることをいう。</p> <p>実用性とは、当該発明又は実用新案が製造又は実施することが可能であり、且つ積極的な効果を生じるものをいう。</p> <p>この法律でいう従来技術とは、出願日前に国内外において公衆に知られている技術を指す。</p>		
<p>第 23 条 (意匠の特許要件)</p> <p>特許権を付与する意匠は、従来意匠に属してはならない。またいかなる単位又は個人が、同一の意匠について出願日前に国務院專利行政部門に出願したことがなく、かつ出願日以後に公告された特許書類に記載していないものでなければならない。</p> <p>特許権を付与する意匠は、従来意匠と比べ、又は従来意匠の特徴の組合せと比べて明らかな区別を有するものをいう。</p> <p>特許権を付与する意匠は、他人の出願日前に既に取得した合法的権利と抵触しては</p>	<p>第 23 条 未改正</p>	<p>第 24 条 未改正</p>



<p>ならない。</p> <p>この法律でいう従来意匠とは、出願日前に国内外において公衆に知られている意匠を指す。</p>		
<p>第 24 条（新規性喪失の例外）</p> <p>特許出願する発明創造が、出願日前の 6 ヶ月以内に、次に掲げる場合の一つに該当するならば、新規性は喪失しないものとする。</p> <p>（一）中国政府が主催又は承認した国際展覧会において最初に展示した場合；</p> <p>（二）定められた学術会議又は技術会議で最初に発表した場合；</p> <p>（三）他人が出願人の同意を得ずにその内容を漏らした場合。</p>	<p>第 24 条 未改正</p>	<p>第 25 条 未改正</p>
<p>第 25 条（不特許事由）</p> <p>下記の各号に該当するものについては、特許権を付与しない。</p> <p>（一）科学的発見</p> <p>（二）知的活動の法則及び方法</p> <p>（三）疾病の診断及び治療法</p> <p>（四）動物及び植物の品種</p> <p>（五）原子核変換の方法により得られる物質</p>	<p>第 25 条（不特許事由）</p> <p>下記の各号に該当するものについては、特許権を付与しない。</p> <p>（一）科学的発見</p> <p>（二）知的活動の法則及び方法</p> <p>（三）疾病の診断及び治療法；</p> <p>（四）動物及び植物の品種</p> <p>（五）原子核変換の方法及び原子核変換の方法により得られる物質</p>	<p>第 26 条（不特許事由）</p> <p>下記の各号に該当するものについては、特許権を付与しない。</p> <p>（一）科学的発見</p> <p>（二）知的活動の法則及び方法</p> <p>（三）疾病の診断及び治療法；</p> <p>（四）動物及び植物の品種</p> <p>（五）原子核変換の方法及び原子核変換の方法により得られる物質</p>



<p>(六) 平面印刷物の図案、色彩又は二者の結合によって作り出された主に標識の作用を有するデザイン。 上記第(四)号に挙げた品種の生産方法については、本法の規定によって特許権を付与することができる。</p>	<p>(六) 平面印刷物の図案、色彩又は二者の結合によって作り出された主に標識の作用を有するデザイン。 上記第(四)号に挙げた品種の生産方法については、本法の規定によって特許権を付与することができる。</p>	<p>(六) 平面印刷物の図案、色彩又は二者の結合によって作り出された主に標識の作用を有するデザイン。 上記第(四)号に挙げた品種の生産方法については、本法の規定によって特許権を付与することができる。</p>
<p>第三章 特許の出願</p>	<p>第三章 特許の出願</p>	<p>第三章 特許の出願</p>
<p>第 26 条 (発明及び実用新案出願の必要書類) 発明又は実用新案の特許を出願する場合、願書、明細書及びその要約、並びに権利請求書等の出願書類を提出しなければならない。 願書には発明又は実用新案の名称、発明者の氏名、出願人の氏名又は名称、住所及びその他の事項が明記されていなければならない。 明細書には発明又は実用新案について、その技術分野に属する技術者が実施できる程度に明瞭で且つ十分に説明されていなければならない。必要な場合、図面を添付しなければならない。要約には発明又は実用</p>	<p>第 26 条 未改正</p>	<p>第 27 条 未改正</p>



<p>新案の技術的要点を簡潔に説明しなければならない。</p> <p>特許請求の範囲は、明細書に基づき、明瞭、簡潔に特許保護を求める範囲を限定しなければならない。</p> <p>遺伝資源に依存して完成された発明創造については、出願人は特許出願書類においてその遺伝資源の直接的な出所及び根源的な出所を説明しなければならない。出願人が根源的な出所を説明できない場合、その理由を陳述しなければならない。</p>		
<p>第 27 条（意匠出願の必要書類）</p> <p>意匠特許を出願する場合、願書、当該意匠の図面又は写真及び当該意匠の簡単な説明等の書類を提出しなければならない。</p> <p>出願人が提出する図面又は写真は、特許保護を求める製品の意匠を明瞭に示さなければならない。</p>	<p>第 27 条 未改正</p>	<p>第 28 条 未改正</p>
<p>第 28 条（出願日）</p> <p>国务院專利行政部門が特許出願書類を受け取った日を出願日とする。出願書類が郵送の場合、差出し日の消印の日付を出願日とする。</p>	<p>第 28 条 未改正</p>	<p>第 29 条 未改正</p>
<p>第 29 条（優先権）</p>	<p>第 29 条（優先権）</p>	<p>第 30 条（優先権）</p>



<p>出願人は発明又は実用新案を外国で最初に特許出願した日から12ヵ月以内に、又は意匠を外国に最初に特許出願した日から6ヵ月以内に、同一主題について中国に出願する場合、当該外国が中国と締結している協定又は共に加盟している国際条約、又は相互に優先権を承認する原則により、優先権を享有することができる。</p> <p>出願人が発明又は実用新案を中国に最初に特許出願した日から12ヵ月以内に、国務院専利行政部門に対して同一主題について特許出願する場合、優先権を享有することができる。</p>	<p>出願人は発明又は実用新案を外国で最初に特許出願した日から12ヵ月以内に、又は意匠を外国に最初に特許出願した日から6ヵ月以内に、同一主題について中国に出願する場合、当該外国が中国と締結している協定又は共に加盟している国際条約、又は相互に優先権を承認する原則により、優先権を享有することができる。</p> <p>出願人が発明又は実用新案を中国に最初に特許出願した日から12ヵ月以内に、又は意匠を中国に最初に特許出願した日から6ヵ月以内に、また国務院専利行政部門に対して同一主題について特許出願する場合、優先権を享有することができる。</p>	<p>出願人は発明又は実用新案を外国で最初に特許出願した日から12ヵ月以内に、又は意匠を外国に最初に特許出願した日から6ヵ月以内に、同一主題について中国に出願する場合、当該外国が中国と締結している協定又は共に加盟している国際条約、又は相互に優先権を承認する原則により、優先権を享有することができる。</p> <p>出願人が発明又は実用新案を中国に最初に特許出願した日から12ヵ月以内に、又は意匠を中国に最初に特許出願した日から6ヵ月以内に、また国務院専利行政部門に対して同一主題について特許出願する場合、優先権を享有することができる。</p>
<p>注：意匠出願の国内優先権制度の新設</p>		
<p>第30条（優先権主張の手続き）</p> <p>出願人が優先権を主張する場合、出願時に書面により主張し、3ヵ月以内に最初に特許出願した書類の謄本を提出しなければならない。書面による主張がなされていないか又は期限内に特許出願した書類の謄本が提出されていない場合、優先権の主張がなかったものと見なす。</p>	<p>第30条（優先権主張の手続き）</p> <p>出願人が優先権を主張する場合、規定に従って書面により主張し、最初に特許出願した書類の謄本を提出しなければならない。規定に従って書面による主張がなされていないか又は特許出願した書類の謄本が提出されていない場合、優先権の主張がなかったものと看做す。</p>	<p>第31条（優先権主張の手続き）</p> <p>出願人が優先権を主張する場合、出願時に書面により主張し、かつ発明、実用新案を最初に特許出願する日から16ヶ月以内、または意匠を出願する日から3ヶ月以内に、最初に提出した特許出願書類の謄本を提出しなければならない。書面による主張がなされていないか又は期限内</p>



		に特許出願した書類の謄本が提出されていない場合、優先権の主張がなかったものと看做す。
<p>第 31 条 (単一性)</p> <p>一件の発明又は実用新案特許出願は一つの発明又は実用新案に限らなければならない。但し、一つの基本的発明構想から生まれた二つ以上の発明又は実用新案は、一件として出願することができる。</p> <p>一件の意匠特許出願は一つの意匠に限らなければならない。但し、同一製品の二つ以上の類似する意匠、又は同一の分類に用いられ、且つ一組として販売又は使用される製品の二以上の意匠は、一件の出願として出願することができる。</p>	第 31 条 未改正	第 32 条 未改正
<p>第 32 条 (出願の取下げ)</p> <p>出願人は、特許権を付与される前任何时候でも、その特許出願を取り下げることができる。</p>	第 32 条 未改正	第 33 条 未改正
<p>第 33 条 (出願の補正)</p> <p>出願人は当該特許出願の書類について補正することが出来る。但し、発明及び実用新案の特許出願書類についての補正は原明細書及び権利請求書に記載された範囲を超</p>	第 33 条 未改正	第 34 条 未改正



<p>えてはならず、意匠の特許出願についての補正は原図面又は写真に示された範囲を超えてはならない。</p>		
<p>第四章 特許出願の審査及び査定</p>	<p>第四章 特許出願の審査及び査定</p>	<p>第四章 特許出願の審査及び査定</p>
<p>第 34 条 (発明特許出願公開) 国務院專利行政部門は発明特許出願を受理した後、方式審査にて本法の要件を満たしていると認める場合は、出願日から満 18 ヶ月で公開する。国務院專利行政部門は出願人の請求に基づきその出願を早期に公開することができる。</p>	<p>第 34 条 未改正</p>	<p>第 35 条 未改正</p>
<p>第 35 条 (発明特許出願の審査請求、実体審査) 発明特許出願は出願日から 3 年内に出された出願人の請求に基づき、国務院專利行政部門はその出願について実体審査を行う。出願人が正当な理由なく期間内に実体審査を請求しない場合、その出願は取下げられたものと見なされる。 国務院專利行政部門は必要と認める場合は、職権で発明特許の出願について実体審査を行うことができる。</p>	<p>第 35 条 未改正</p>	<p>第 36 条 未改正</p>
<p>第 36 条 (実体審査用関連技術資料の提出指令)</p>	<p>第 36 条 未改正</p>	<p>第 37 条 未改正</p>



<p>發明特許の出願人は実体審査を請求する場合、その發明に係る出願日前の参考資料を提出しなければならない。</p> <p>發明出願が既に外国に出願されている場合、國務院專利行政部門は出願人に指定期間内にその国がその出願の審査で検索した資料又は審査結果の資料の提出を要求することができる。正当な理由なく期限内に提出しない場合は、その出願は取下げられたものと見なされる。</p>		
<p>第 37 条 (意見陳述の機会、補正勧告)</p> <p>國務院專利行政部門は發明特許出願について実体審査を行った後、本法の規定を満たしていないと認めた場合は、出願人に指定された期間内に意見を陳述させ、またはその出願について補正するよう通知しなければならない。正当な理由がなく期間を経過しても答弁しない場合、その出願は取下げられたものと見なされる。</p>	<p>第 37 条 未改正</p>	<p>第 38 条 未改正</p>
<p>第 38 条 (發明特許の拒絶査定)</p> <p>發明特許出願について出願人が意見を陳述又は補正した後、國務院專利行政部門が依然として本法の規定を満たしていないと認める場合は、拒絶しなければならない。</p>	<p>第 38 条 未改正</p>	<p>第 39 条 未改正</p>



<p>第 39 条 (發明特許權の付与) 發明特許出願が実体審査で拒絶すべき理由がなかった場合は、國務院專利行政部門は發明特許權の付与を決定し、發明特許証を発行し、同時に登録及び公告する。發明特許權は公告の日より効力が生じる。</p>	<p>第 39 条 未改正</p>	<p>第 40 条 未改正</p>
<p>第 40 条 (實用新案及び意匠の權利付与) 實用新案及び意匠特許出願は、方式審査で拒絶すべき理由がない場合、國務院專利行政部門は、實用新案權又は意匠權の付与を決定し、それぞれ特許証を発行し、且つ登録及び公告する。實用新案特許權及び意匠特許權は公告の日より効力が生じる。</p>	<p>第 40 条 未改正</p>	<p>第 41 条 未改正</p>
<p>第 41 条 (拒絶査定に対する不服審判及び人民法院に対する提訴) 國務院專利行政部門は專利復審委員會を設置する。特許出願人が國務院專利行政部門の出願拒絶査定に不服がある場合、通知を受け取った日から 3 ヶ月内に專利復審委員會に再審を請求することができる。專利復審委員會は再審をして決定し、特許出願人に通知する。 特許出願人は專利復審委員會の決定に不服のある場合は、通知を受領した日から 3</p>	<p>第 41 条 (拒絶査定に対する不服審判及び人民法院に対する提訴) 國務院專利行政部門は專利復審委員會を設置する。特許出願人が國務院專利行政部門の出願拒絶査定に不服がある場合、通知を受け取った日から 3 ヶ月内に專利復審委員會に再審を請求することができる。 專利復審委員會は審判請求に対して審査を行い、必要な場合、特許出願が本法の関連規定を満たしているかどうかのその他状況を審査し、決定をし、特許出願人に通知</p>	<p>第 42 条 (拒絶査定に対する不服審判及び人民法院に対する提訴) 國務院專利行政部門は專利復審委員會を設置する。特許出願人が國務院專利行政部門の出願拒絶査定に不服がある場合、通知を受け取った日から 3 ヶ月内に專利復審委員會に再審を請求することができる。專利復審委員會は再審をして決定し、特許出願人に通知する。 特許出願人は專利復審委員會の決定に不服のある場合は、通知を受領した日か</p>



<p>ヵ月内に人民法院に訴訟を提起することができる。</p>	<p>する。 特許出願人は專利復審委員会の決定に不服のある場合は、通知を受領した日から3ヵ月内に人民法院に訴訟を提起することができる。</p>	<p>ら3ヵ月内に人民法院に訴訟を提起することができる。</p>
<p>第五章特許権の存続期間、消滅及び無効</p>	<p>第五章特許権の存続期間、消滅及び無効</p>	<p>第五章特許権の存続期間、消滅及び無効</p>
<p>第42条（存続期間） 発明特許権の存続期間は20年、実用新案及び意匠特許権の存続期間は10年とする。いずれも出願日から起算する。</p>	<p>第42条（存続期間） 発明特許権の存続期間は20年、実用新案の存続期間が10年、意匠特許権の存続期間は15年とする。いずれも出願日から起算する。</p>	<p>第43条（存続期間） 発明特許権の存続期間は20年、実用新案の存続期間が10年、意匠特許権の存続期間は15年とする。いずれも出願日から起算する。 新創薬品の販売評議審査承認時間を補うために、中国国内と外国で同時に販売請求を行う新創薬品に係る発明特許に対して、国务院は特許権期限の延長を決定することができ、延長期間が5年を超えず、新創薬品が市販された後の特許権総合有効期限は14年を超えない。</p>
<p>第43条（年金） 特許権者は特許権を付与されたその年から年金を納付しなければならない。</p>	<p>第43条 未改正</p>	<p>第44条 未改正</p>



<p>第 44 条 (特許権の消滅) 次の各号の一つに該当する場合は、特許権は存続期間満了前に消滅する。 (一)規定による年金を納付しない場合; (二) 特許権者がその特許権の放棄を書面で言明した場合。 特許権の消滅は、国務院專利行政部門によって登録及び公告される。</p>	<p>第 44 条 未改正</p>	<p>第 45 条 未改正</p>
<p>第 45 条 (無効宣告の請求) 国務院專利行政部門が特許権を付与することを公告した日より、いかなる単位又は個人もその特許権の付与が本法の関連する規定に満たさないと認める場合は、專利復審委員会にその特許権が無効であることを宣告するように請求することができる。</p>	<p>第 45 条 未改正</p>	<p>第 46 条 未改正</p>
<p>第 46 条 (無効宣告請求に対する審決及び人民法院への提訴) 專利復審委員会は、特許権無効の宣告請求について速やかに審査及び決定を行い、且つ請求人及び特許権者に通知しなければならない。特許権無効の宣告の決定は、国務院專利行政部門によって登録及び公告される。 專利復審委員会の特許権無効の宣告又は</p>	<p>第 46 条 (無効宣告請求に対する審決及び人民法院への提訴) 專利復審委員会は、特許権無効の宣告請求について審査を行い、必要な場合、特許権が本法の関連規定を満たしているかどうかのその他状況を審査し、速やかに決定を行い、且つ請求人及び特許権者に通知することができる。特許権の無効宣告又は特許権維持の決定は、国務院專利行政部門によ</p>	<p>第 47 条 (無効宣告請求に対する審決及び人民法院への提訴) 專利復審委員会は、特許権無効の宣告請求について速やかに審査及び決定を行い、且つ請求人及び特許権者に通知しなければならない。特許権無効の宣告の決定は、国務院專利行政部門によって登録及び公告される。 專利復審委員会の特許権無効の宣告又</p>



<p>特許権維持の決定について不服がある場合は、通知を受領した日から3ヵ月内に、人民法院に訴訟を提起することができる。人民法院は無効宣告手続きの相手側当事者に通知し第三者として訴訟に参加するように通知しなければならない。</p>	<p>って登録及び公告される。 専利復審委員会の特許権無効の宣告又は特許権維持の決定について不服がある場合は、通知を受領した日から3ヵ月内に、人民法院に訴訟を提起することができる。人民法院は無効宣告手続きの相手側当事者に通知し第三者として訴訟に参加するように通知しなければならない。</p>	<p>は特許権維持の決定について不服がある場合は、通知を受領した日から3ヵ月内に、人民法院に訴訟を提起することができる。人民法院は無効宣告手続きの相手側当事者に通知し第三者として訴訟に参加するように通知しなければならない。</p>
<p>第47条（無効宣告の効力） 無効が宣告された特許権は、始めから存在しなかったものと見なされる。 特許権無効の宣告の決定は、特許権無効の宣告前に人民法院により既に出された特許権侵害の判決、調停書、既に履行又は強制執行された特許侵害紛争処理決定、及び既に履行された特許実施許諾契約と特許権譲渡契約に対して、遡及力を有しない。但し、特許権者の悪意により他人に損害をもたらした場合は、賠償しなければならない。 前項の規定にしたがって、特許権利侵害賠償金、特許実施料、特許権譲渡料を返還しないことが、明らかに公平の原則に違反する場合は、全部又は一部を返還しなければならない。</p>	<p>第47条（無効宣告の効力） 無効が宣告された特許権は、始めから存在しなかったものと見なされる。 特許権無効の宣告の決定は、特許権無効の宣告前に人民法院により既に出された特許権侵害の判決、調停書、既に履行又は強制執行された特許侵害紛争処理、処罰決定、及び既に履行された特許実施許諾契約と特許権譲渡契約に対して、遡及力を有しない。但し、特許権者の悪意により他人に損害をもたらした場合は、賠償しなければならない。 前項の規定にしたがって、特許権利侵害賠償金、特許実施料、特許権譲渡料を返還しないことが、明らかに公平の原則に違反する場合は、全部又は一部を返還しなければ</p>	<p>第48条（無効宣告の効力） 無効が宣告された特許権は、始めから存在しなかったものと見なされる。 特許権無効の宣告の決定は、特許権無効の宣告前に人民法院により既に出された特許権侵害の判決、調停書、既に履行又は強制執行された特許侵害紛争処理決定、及び既に履行された特許実施許諾契約と特許権譲渡契約に対して、遡及力を有しない。但し、特許権者の悪意により他人に損害をもたらした場合は、賠償しなければならない。 前項の規定にしたがって、特許権利侵害賠償金、特許実施料、特許権譲渡料を返還しないことが、明らかに公平の原則に違反する場合は、全部又は一部を返還</p>



	ばならない。	しなければならない。
第六章 特許の強制実施許諾	第六章 特許の強制実施許諾	第六章 特許の 特別 実施許諾
	<p>第 79 条 (新設)</p> <p>各級の專利行政部門は特許の実施と運用を促進し、特許情報の市場化サービスと特許運営活動を奨励し、規範としなければならない。</p>	<p>第 49 条 (新設)</p> <p>國務院專利行政部門、地方人民政府特許業務管理部門は、同級関連部門と共に措置を取り、特許公共サービスを強化し、特許実施と特許運営を促進しなければならない。</p>
	<p>第 82 条 (新設)</p> <p>特許権者が書面を以て國務院專利行政部門に何人にもその特許の実施を許諾する用意がある声明をするとともに許諾料を明確にした場合、國務院專利行政部門は公告し、当然許諾は実行される。</p> <p>実用新案や意匠特許について当然許諾の声明を提出する場合、特許権評価報告書を提供しなければならない。</p> <p>当然許諾の声明を撤回する場合、特許権者は書面を提出しなければならない、且つ國務院專利行政部門は公告する。当然許諾声明の撤回を受けた場合、先に与えられた当然許諾の効力に影響を及ぼさない。</p>	<p>第 50 条 (新設)</p> <p>特許権者が書面を以て國務院專利行政部門に如何なる単位又は個人にその特許の実施を許諾する意向がある声明をし、かつ許諾使用料の支払い方式、標準を明確にした場合、國務院專利行政部門は公告し、開放許諾は実行される。</p> <p>実用新案や意匠特許について開放許諾の声明を提出する場合、特許権評価報告書を提供しなければならない。</p> <p>特許権者が開放許諾の声明を撤回する場合、書面を以て提出しなければならない、且つ國務院專利行政部門は公告する。開放許諾声明の撤回が公告された場合、先に与えられた開放許諾の効力に影響を及</p>



		ぼさない。
	<p>第 83 条 (新設)</p> <p>何人も特許の当然許諾を実施する意向がある場合、当然許諾を取得するために書面により特許権者に通知するとともに、許諾料を支払わなければならない。</p> <p>当然許諾の被許諾者は国務院專利行政部門に届出を提出し、当然許諾の取得の証明とする。</p> <p>当然許諾期間に、特許権者は当該特許について独占的或いは排他的許諾を与えてはならず、訴訟前仮差止を請求してはならない。</p>	<p>第 51 条 (新設)</p> <p>如何なる単位又は個人は特許の開放許諾を実施する意向がある場合、書面を以て特許権者に通知し、かつ公告された許諾使用料の支払い方式、標準に従って許諾使用料を支払った後、特許実施許諾を取得することができる。</p> <p>開放許諾期間に、特許権者は当該特許について独占的或いは排他的許諾を与えてはならない。</p>
	<p>第 84 条 (新設)</p> <p>当事者が当然許諾の紛争が生じた場合、国務院專利行政部門は裁決する。当事者が裁決に不服がある場合、裁決通知書を受領した日から 15 日以内に人民法院に提訴することができる。</p>	<p>第 52 条 (新設)</p> <p>当事者が開放許諾について紛争が生じた場合、国務院專利行政部門に調停を請求することができる。</p>
<p>第 48 条 (単位又は個人の請求に基づく発明及び実用新案の強制実施許諾)</p> <p>次に掲げる場合の一つに該当する場合、国務院專利行政部門は実施条件を備えた単</p>	<p>第 48 条 未改正</p>	<p>第 53 条 未改正</p>



<p>位又は個人の請求に基づき、その発明特許又は実用新案特許を実施する強制許諾を与えることができる。</p> <p>(一) 権利付与された日から満三年間、かつ特許出願日から満四年間、特許権者が正当な理由なくその特許を実施せず、又は実施が不十分である場合；</p> <p>(二) 特許権者の権利行使した行為が法により独占行為であると認められ、当該行為の競争に対して生じた不利な影響を取り除き又は減少させる場合。</p>		
<p>第 49 条 (緊急事態、公益利益のための強制実施許諾)</p> <p>国の緊急事態又は非常事態が発生した場合、または公共の利益のために、国務院專利行政部門は発明又は実用新案特許を実施する強制許諾を与えることができる。</p>	<p>第 49 条 未改正</p>	<p>第 54 条 未改正</p>
<p>第 50 条 (公共の健康を目的とする薬品に関する強制実施許諾)</p> <p>公共の健康を目的として、特許権を取得した薬品に対し、国務院專利行政部門はその製品の製造及びそれを中華人民共和国の加盟する関係国際条約の規定に符合する国家及び地域に輸出する強制許諾を与える</p>	<p>第 50 条 未改正</p>	<p>第 55 条 未改正</p>



<p>ことができる。</p>		
<p>第 51 条 (発明、実用新案の従属特許の利用関係による強制実施許諾) 特許権を取得した発明又は実用新案が先に特許権を取得した発明又は実用新案と比較して、顕著な経済的意義を有する重大な技術上の進歩があり、その実施が先の発明又は実用新案の実施に依存している場合、 国務院專利行政部門は後の特許権者の請求に基づき、先の発明又は実用新案を実施する強制許諾を与えることができる。 前項の規定に従って強制許諾を与えた状況において、国務院專利行政部門は先の特許権者の請求に基づき、後の発明又は実用新案を実施する強制許諾を与えることもできる。</p>	<p>第 51 条 未改正</p>	<p>第 56 条 未改正</p>
<p>第 52 条 (強制許諾にかかる発明創造が半導体の技術に関わる場合) 強制許諾にかかる発明創造が半導体の技術に関わる場合、その実施については、公共利益の目的及び本法第 48 条第 (二) 号の規定の状況に限られる。</p>	<p>第 52 条 未改正</p>	<p>第 57 条 (強制許諾にかかる発明創造が半導体の技術に関わる場合) 強制許諾にかかる発明創造が半導体の技術に関わる場合、その実施については、公共利益の目的及び本法第 53 条第 (二) 号の規定の状況に限られる。</p>
<p>第 53 条 (強制許諾の実施目的) 本法第 48 条第 (二) 号、第 50 条の規定</p>	<p>第 53 条 未改正</p>	<p>第 58 条 (強制許諾の実施目的) 本法第 53 条第 (二) 号、第 55 条の規</p>



<p>に基づき与える強制実施許諾を除き、強制許諾の実施は主に国内市場に供給することを目的としなければならない。</p>		<p>定に基づき与える強制実施許諾を除き、強制許諾の実施は主に国内市場に供給することを目的としなければならない。</p>
<p>第 54 条 (強制実施許諾請求人の提出すべき証明) 本法第 48 条第 (一) 号、第 51 条の規定に基づき、強制実施許諾を請求する単位又は個人は証拠を提供して、合理的な条件を以って特許権者にその特許実施許可を要求したにもかかわらず、合理的な期間内に許諾の取得ができなかったことを証明しなければならない。</p>	<p>第 54 条 未改正</p>	<p>第 59 条 (強制実施許諾請求人の提出すべき証明) 本法第 53 条第 (一) 号、第 56 条の規定に基づき、強制実施許諾を請求する単位又は個人は証拠を提供して、合理的な条件を以って特許権者にその特許実施許可を要求したにもかかわらず、合理的な期間内に許諾の取得ができなかったことを証明しなければならない。</p>
<p>第 55 条 (強制実施許諾の登録、公告及び終了) 国务院專利行政部門が行った強制実施許諾の決定について、速やかに特許権者に通知し、登録及び公告しなければならない。 強制実施許諾を与える決定には、強制許諾の理由に基づいて実施の範囲及び期間を規定しなければならない。強制許諾の理由が消滅し且つ再び生じない場合、国务院專利行政部門は特許権者の請求に基づいて、審査の後強制実施許諾の終了の決定を下す。</p>	<p>第 55 条 未改正</p>	<p>第 60 条 未改正</p>



<p>第 56 条 (強制実施許諾の制限) 強制実施許諾を取得した単位又は個人は専用実施権を享有するものでなく、且つ他人に実施を許諾する権利を有しない。</p>	<p>第 56 条 未改正</p>	<p>第 61 条 未改正</p>
<p>第 57 条 (強制実施許諾の実施料) 強制実施許諾を取得した単位又は個人は特許権者に対して合理的な実施料を支払わなければならない、又は中華人民共和国の加盟する関係国際条約の規定に従って実施料の問題を処理しなければならない。実施料を支払う場合、その額は双方の協議に依る。双方間で協議が成立しない場合は、国務院専利行政部門が裁定を行う。</p>	<p>第 57 条 未改正</p>	<p>第 62 条 未改正</p>
<p>第 58 条 (強制実施許諾に対する提訴) 特許権者は国務院専利行政部門が下した強制実施許諾の決定に対して不服がある場合、特許権者及び強制実施許諾を得た単位又は個人が国務院専利行政部門が下した強制実施許諾の実施料に関する裁定に対して不服がある場合、通知を受領した日から 3 ヶ月内に人民法院に訴訟を提起することができる。</p>	<p>第 58 条 未改正</p>	<p>第 63 条 未改正</p>
<p>第七章 特許権の保護</p>	<p>第七章 特許権の保護</p>	<p>第七章 特許権の保護</p>
<p>第 59 条 (特許権保護範囲の確定)</p>	<p>第 59 条 未改正</p>	<p>第 64 条 未改正</p>



<p>發明又は實用新案特許權の保護範圍は、その權利請求の範圍の内容を基準とし、明細書及び図面は權利請求の内容の解釈に用いることができる。</p> <p>意匠特許權の保護範圍は、図面又は写真に示されたその製品の意匠を基準とし、簡単な説明は、図面又は写真に示されたその製品の意匠に対する解釈に用いることができる。</p>		
<p>第 60 条 (特許權侵害の定義及び救済方法)</p> <p>特許權者の許諾を得ずに、その特許を実施し、即ち特許權侵害により紛争が起った場合、当事者の協議によって解決する。協議を望まない又は協議が成立しなかった場合、特許權者又は利害關係人は人民法院に訴えることができ、また特許業務管理部門に処理を請求することもできる。特許業務管理部門が処理する時、侵害行為が認められる場合は、侵害者に直ちに侵害行為の停止を命じ、当事者に不服がある場合は、処理通知を受け取った日から 15 日以内に、「中華人民共和國行政訴訟法」に従って人民法院に訴訟を提起することができる。權利侵</p>	<p>第 60 条 (特許權侵害の定義及び救済方法)</p> <p>特許權者の許諾を得ずに、その特許を実施し、即ち特許權侵害により紛争が起った場合、当事者の協議によって解決する。協議を望まない又は協議が成立しなかった場合、特許權者又は利害關係人は人民法院に訴えることができ、また專利行政部門に処理を請求することもできる。專利行政部門が処理する時、侵害行為が認められる場合は、侵害者に直ちに侵害行為の停止を命じ、当事者に不服がある場合は、処理通知を受け取った日から 15 日以内に、「中華人民共和國行政訴訟法」に従って人民法院に訴訟を提起することができる。權利侵害者が期間</p>	<p>第 65 条 (特許權侵害の定義及び救済方法)</p> <p>特許權者の許諾を得ずに、その特許を実施し、即ち特許權侵害により紛争が起った場合、当事者の協議によって解決する。協議を望まない又は協議が成立しなかった場合、特許權者又は利害關係人は人民法院に訴えることができ、また特許業務管理部門に処理を請求することもできる。特許業務管理部門が処理する時、侵害行為が認められる場合は、侵害者に直ちに侵害行為の停止を命じ、当事者に不服がある場合は、処理通知を受け取った日から 15 日以内に、「中華人民共和國行政訴訟法」に従って人民法院に訴訟を提</p>



<p>害者が期間内に訴えを起こさず且つ侵害行為の中止しなかった場合、特許業務管理機関は人民法院に強制執行を要請することができる。処理を行う特許業務管理機関は当事者の請求に応じ、特許権を侵害した賠償額の調停を行うことができる。調停が成立しない場合、当事者は「中華人民共和國民事訴訟法」に依って、人民法院に提訴することができる。</p>	<p>内に訴えを起こさず且つ侵害行為の中止しなかった場合、專利行政部門は人民法院に強制執行を要請することができる。</p> <p>グループ侵害、重複侵害など市場秩序を乱す恐れのある故意特許権侵害行為に対し、專利行政部門は、法により取り締まることができ、侵害者に侵害行為を直ちに停止するよう命じ、侵害製品、専ら侵害製品の製造又は侵害方法の使用に用いる部品、道具、金型、設備などを没収することができる。重複特許権侵害行為に対して專利行政部門は罰金を科すことができる。違法経営額が五万元以上の場合、違法経営額の1倍以上、5倍以下の罰金を科すことができる。違法経営額がなく又は違法経営額が5万元以下の場合、25万元以下の罰金を科すことができる。</p>	<p>起することができる。権利侵害者が期間内に訴えを起こさず且つ侵害行為の中止しなかった場合、特許業務管理機関は人民法院に強制執行を要請することができる。処理を行う特許業務管理機関は当事者の請求に応じ、特許権を侵害した賠償額の調停を行うことができる。調停が成立しない場合、当事者は「中華人民共和國民事訴訟法」に依って、人民法院に提訴することができる。</p>
	<p>第61条 (新設、募集稿第60条の一部分) 特許権侵害紛争を処理する專利行政部門は当事者の請求に応じ、特許権を侵害した賠償額の調停を行うことができる。調停が成立しない場合、当事者は「中華人民共和國民事訴訟法」に依って、人民法院に提訴することができる。調停契約が合意された後、</p>	



	<p>一方の当事者が履行を拒絶し、又は全部履行をしなかった場合、相手方の当事者は、人民法院に確認を申請し、強制的に執行することができる。</p> <p>第 62 条（新設）</p> <p>関連製品が専ら特許実施に用いられる原材料、中間物、部品、設備であることを知りながら、特許権者の許諾を得ずに生産経営目的で、当該製品を他人に提供し、特許権侵害行為を実施した場合、侵害者と連帯責任を負わなければならない。</p> <p>関連製品、方法が特許製品又は特許方法であることが知りながら、特許権者の許諾を得ずに生産経営目的で、他人を誘導して特許権侵害行為を実施した場合、侵害者と連帯責任を負わなければならない。</p> <p>第 63 条（新設、募集稿第 71 条）</p> <p>ネットワークサービス提供者は、ネットワーク利用者がその提供するネットワークサービスを特許権侵害又は特許詐称に利用していることを知った又は知り得た場合、適時に権利侵害品とのリンクを削除、遮蔽、切断するなど必要な制止措置をとっていない場合、当該ネットワーク利用者と連帯責</p>	
--	--	--



	<p>任を負わなければならない。</p> <p>特許権者又は利害関係者は、ネットワーク利用者がネットワークサービスをその特許権侵害に利用していることを証明する証拠がある場合、ネットワークサービス提供者に前項記載の必要な措置をもって制止するよう通知することができる。ネットワークサービス提供者は規定に合う有効な通知を受領しても適時に必要な措置をとらなかった場合、損害の拡大した部分については当該ネットワーク利用者と連帯して責任を負う。</p> <p>專利行政部門はネットワーク利用者がネットワークサービスを特許権の侵害に利用していると認定した場合、ネットワークサービス提供者に本条第1項に記載の必要な措置を持って制止することを通知しなければならない。ネットワークサービス提供者が適時に必要な措置を取らない場合、損害の拡大した部分については当該ネットワーク利用者と連帯して責任を負う。</p>	
<p>第 61 条 (新製品の製造方法の發明特許、</p>	<p>第 64 条 (新製品の製造方法の發明特許、</p>	<p>第 66 条 (新製品の製造方法の發明特</p>



<p>実用新案特許又は意匠特許である場合) 特許権侵害紛争が新製品の製造方法の発明特許にかかわる場合、同一の製品を製造する単位又は個人は、その製品の製造方法が特許方法と異なることを証明する書類を提出しなければならない。 特許権侵害紛争が実用新案特許又は意匠特許にかかわる場合、人民法院又は特許業務管理部門は、特許権者又は利害関係人に対して、国務院專利行政部門がかかる実用新案特許又は意匠特許に対して検索し、分析及び評価を行った上、作成した特許権評価報告書の提出を要求し、それを以って特許権侵害紛争を審理し、処分するための証拠とすることができる。</p>	<p>実用新案特許又は意匠特許である場合) 特許権侵害紛争が新製品の製造方法の発明特許にかかわる場合、同一の製品を製造する単位又は個人は、その製品の製造方法が特許方法と異なることを証明する書類を提出しなければならない。 特許権侵害紛争が実用新案特許又は意匠特許にかかわる場合、人民法院又は專利行政部門は、特許権者又は利害関係人に対して、国務院專利行政部門がかかる実用新案特許又は意匠特許に対して検索し、分析及び評価を行った上、作成した特許権評価報告書の提出を要求することができ、それを以って特許権侵害紛争を審理し、処分するための証拠とする。双方の当事者はともに積極的に前記特許権評価報告書を提出することができる。</p>	<p>許、実用新案特許又は意匠特許である場合) 特許権侵害紛争が新製品の製造方法の発明特許にかかわる場合、同一の製品を製造する単位又は個人は、その製品の製造方法が特許方法と異なることを証明する書類を提出しなければならない。 特許権侵害紛争が実用新案特許又は意匠特許にかかわる場合、人民法院又は特許業務管理部門は、特許権者又は利害関係人に対して、国務院專利行政部門がかかる実用新案特許又は意匠特許に対して検索し、分析及び評価を行った上、作成した特許権評価報告書の提出を要求し、それを以って特許権侵害紛争を審理し、処分するための証拠とすることができる。双方の当事者はともに積極的に前記特許権評価報告書を提出することができる。</p>
<p>第 62 条 (従来技術又は従来意匠であることの証明) 特許権侵害紛争において、被疑侵害人がその実施した技術又は意匠が従来技術又は従来意匠であることを証明する証拠を有し</p>	<p>第 65 条 未改正</p>	<p>第 67 条 未改正</p>



<p>ている場合、特許権の侵害を構成しない。</p>		
<p>第 63 条 (他人の特許の詐称) 特許を詐称した場合は、法により民事責任を負う他、特許業務管理部門は、その是正を命じかつ公告を行い、違法所得を没収し、違法所得の 4 倍以下の罰金を科すことができる。違法所得がない場合、20 万元以下の罰金を科すことができる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。</p>	<p>第 66 条 (他人の特許の詐称) 特許を詐称した場合は、法により民事責任を負う他、專利行政部門は、その是正を命じかつ公告を行う。違法経営額が 5 万元以上の場合、違法経営額の 1 倍以上、5 倍以下の罰金を科すことができる。違法経営額がなく又は違法経営額が 5 万元以下の場合、2 5 万元以下の罰金を科すことができる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。</p>	<p>第 68 条 (他人の特許の詐称) 特許を詐称した場合は、法により民事責任を負う他、特許執法を担当する部門は、その是正を命じかつ公告を行い、違法所得を没収し、違法所得の 5 倍以下の罰金を科すことができる。違法所得がないまたは違法所得が 5 万元以下の場合、25 万元以下の罰金を科すことができる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。</p>
<p>第 64 条 (特許業務管理部門の職権) 特許業務管理部門は、既に取得した証拠に基づき、特許詐称に嫌疑のある行為を取り締まるとき、関係当事者を尋問し、違法に嫌疑のある行為に関する状況を調査することができる。当事者と違法に嫌疑のある行為の場所について現場検証を行い、違法に嫌疑のある行為に関する契約書、領収書、帳簿及びその他の関連資料を閲覧、複製することができる。違法嫌疑のある行為に係る製品を検査し、特許を詐称したことを証明できる証拠を有している製品に対して、封印し又は差し押さえを行うことがで</p>	<p>第 67 条 (專利行政部門の職権) 專利行政部門は、既に取得した証拠に基づき、特許権侵害又は特許詐称に嫌疑のある行為を処理又は取り締まるとき、関係当事者を尋問し、違法に嫌疑のある行為に関する状況を調査することができる。当事者と違法に嫌疑のある行為の場所について現場検証を行い、違法に嫌疑のある行為に関する契約書、領収書、帳簿及びその他の関連資料を閲覧、複製することができる。違法嫌疑のある行為に係る製品を検査し、市場秩序を乱した故意特許権侵害又は特許を詐称したことを証明できる証拠を有</p>	<p>第 69 条 (特許業務管理部門の職権) 特許業務管理部門、特許執法を担当する部門は、既に取得した証拠に基づき、特許権侵害、特許詐称に嫌疑のある行為を取り締まるとき、関係当事者を尋問し、違法に嫌疑のある行為に関する状況を調査することができる。当事者と違法に嫌疑のある行為の場所について現場検証を行い、違法に嫌疑のある行為に関する契約書、領収書、帳簿及びその他の関連資料を閲覧、複製することができる。違法嫌疑のある行為に係る製品を検査し、特許を詐称したことを証明できる証</p>



<p>きる。</p> <p>特許業務管理部門が法に基づき前項に規定する職権を行使するときは、当事者は協力しなければならない。拒絶や妨害をしてはならない。</p>	<p>している製品に対して、封印し又は差し押さえを行うことができる。</p> <p>特許行政部門が法に基づき前項に規定する職権を行使するときは、当事者は協力しなければならない。当事者が、特許行政部門の職権行使を拒否したり、妨害したりした場合、特許行政部門は警告を与える。治安管理を違反する行為に該当する場合、公安機関は法により処罰を与える。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。</p>	<p>扱を有している製品に対して、封印し又は差し押さえを行うことができる。</p> <p>特許業務管理部門、特許執法を担当する部門が法に基づき前項に規定する職権を行使するときは、当事者は協力しなければならない。拒絶や妨害をしてはならない。</p>
		<p>第70条（新設）</p> <p>国务院特許行政部門は特許権者または利害関係者の請求を受けて全国で重大な影響を有する特許権侵害紛争を処理することができる。</p> <p>地方人民政府の特許業務管理部門は、特許権者または利害関係者の請求を受けて特許権侵害紛争を処理し、本行政地域内で同一特許権侵害事件に対して、合併処理することができ、地域に跨った同一特許権侵害事件に対して、上級人民政府特許業務管理部門による処理を請求することができる。</p>



		<p>第 71 条 (新設)</p> <p>特許権者または利害関係者は、人民法院により下された効力のある判決書、裁定書、調停書、または特許業務管理部門により下された、権利侵害の停止を命じる決定に依拠して、権利侵害製品に係るリンクを削除、シールド、切断するなどの必要な措置を取るようインターネットサービス提供者に通知することができる。インターネットサービス提供者が通知を受けた後、必要な措置を直ちに取らなかった場合、損害の拡大部分に対して当該インターネット利用者と共に連帯責任を負う。</p> <p>特許執法責任部門は、特許詐称に対してその是正を命じる決定を下した後、特許詐称製品に係るリンクを削除、シールド、切断するなどの必要な措置を取るようインターネットサービス提供者に通知することができる。インターネットサービス提供者が通知を受けた後、必要な措置を直ちに取らなければならない。</p>
<p>第 65 条 (特許権侵害の損害賠償額の算定)</p>	<p>第 68 条 (特許権侵害の損害賠償額の算定)</p>	<p>第 72 条 (特許権侵害の損害賠償額の算定)</p>



<p>定)</p> <p>特許権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって受けた実際の損失に基づき確定する。実際の損失を確定することが困難な場合は、侵害者が権利侵害によって得た利益に基づいて確定する。権利者の損失又は権利侵害者の得た利益を確定することが困難な場合は、当該特許実施許諾料の倍数を参考にして合理的に確定する。賠償金額には権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まれるべきである。</p> <p>権利者の損失、侵害者の得た利益及び特許実施許諾料のいずれも確定することが困難な場合は、人民法院が特許権の種類、権利侵害行為の性質と状況などの要素に基づき、1万人民元以上100万人民元以下の賠償を確定することができる。</p>	<p>特許権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって受けた実際の損失に基づき確定する。実際の損失を確定することが困難な場合は、侵害者が権利侵害によって得た利益に基づいて確定する。権利者の損失又は権利侵害者の得た利益を確定することが困難な場合は、当該特許実施許諾料の倍数を参考にして合理的に確定する。<u>故意的な特許権侵害行為について、人法院は、権利侵害行為の情状、規模、損害結果などの要素に基づき、上記の方法により確定された金額の1倍以上3倍以下で賠償金額を確定することができる。</u>賠償金額には権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まれるべきである。</p> <p>権利者の損失、侵害者の得た利益及び特許実施許諾料のいずれも確定することが困難な場合は、人民法院が特許権の種類、権利侵害行為の性質と状況などの要素に基づき、10万人民元以上500万人民元以下の賠償を確定することができる。</p> <p>人民法院が<u>特許権侵害の成立を認定した後</u>、賠償額を確定するため、権利者が証拠提供に尽力したが、侵害行為に係る帳簿、</p>	<p>特許権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって受けた実際の損失に基づき確定する。実際の損失を確定することが困難な場合は、侵害者が権利侵害によって得た利益に基づいて確定する。権利者の損失又は権利侵害者の得た利益を確定することが困難な場合は、当該特許実施許諾料の倍数を参考にして合理的に確定する。<u>特許権を故意に侵害し、情状が重い場合、上記方法に従って認定した額の1倍以上5倍以下に賠償額を認定することができる。</u></p> <p>権利者の損失、侵害者の得た利益及び特許実施許諾料のいずれも確定することが困難な場合は、人民法院が特許権の種類、権利侵害行為の性質と状況などの要素に基づき、<u>10万人民元以上500万人民元以下の賠償を確定することができる。</u>賠償額は、権利者が権利侵害行為を差し止めるために支払った合理的な支出を含まなければならない。</p> <p>人民法院が賠償額を確定するため、権利者が証拠提供に尽力したが、侵害行為に係る帳簿、資料が主に権利侵害に掌握</p>
---	---	---



	<p>資料が主に権利侵害に掌握されている場合、人民法院は侵害者に侵害行為に係る帳簿、資料を提供しようを命じることができる。侵害者が帳簿、資料を提供せず、又は偽造の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張とその提出された証拠を参考し、賠償額を判定することができる。</p>	<p>されている場合、人民法院は侵害者に侵害行為に係る帳簿、資料を提供しようを命じることができる。侵害者が帳簿、資料を提供せず、又は偽造の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の主張とその提出された証拠を参考し、賠償額を判定することができる。</p>
<p>第 66 条 (提訴前停止命令)</p> <p>特許権者又は利害関係人は、他人が特許権の侵害行為を実施している又は実施しようとしていることを証明する証拠を有し、もし直ちに制止しなければ、合法的權益が補填困難な損害を被るおそれがある場合、提訴前に関係行為の停止命令をとるよう人民法院に申請することができる。</p> <p>申請者が申請を行う際に、担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合は申請を却下する。</p> <p>人民法院は申請を受理してから 48 時間以内に裁定を下さなければならない。特別な事情があつて延長が必要である場合は、48 時間を延長することができる。関連行為の停止を命じると裁定した場合、直ちに執行しなければならない。当事者は裁定に不</p>	<p>第 69 条 未改正</p>	<p>第 73 条 (提訴前停止命令)</p> <p>特許権者又は利害関係人は、他人が特許権の侵害行為を実施している又は実施しようとしていることを証明する証拠を有し、もし直ちに制止しなければ、合法的權益が補填困難な損害を被るおそれがある場合、提訴前に関係行為の停止命令をとるよう人民法院に申請することができる。</p>



<p>服がある場合、1回の復議を申請することができる。復議期間は裁定の執行を停止しない。</p> <p>人民法院が関連行為の停止命令措置を講じた日から15日以内に申請人が提訴しない場合は、人民法院はその措置を解除しなければならない。</p> <p>申請に誤りがあったとき、申請人は被申請人が関係行為の停止によって受けた損失を賠償しなければならない。</p>		
<p>第67条（提訴前の証拠保全）</p> <p>特許権侵害行為を制止するため、証拠が滅失又は後に取得が困難となるおそれのある場合、特許権者又は利害関係人は提訴前に人民法院に証拠保全を申請することができる。</p> <p>人民法院は保全措置を実施する際に、申請人に担保の提供を命じることができる。申請人が担保を提供しない場合は、申請を却下する。</p> <p>人民法院は申請を受理してから48時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置を講じると裁定した場合は、直ちに執</p>	<p>第70条 未改正</p>	<p>第74条（提訴前の証拠保全）</p> <p>特許権侵害行為を制止するため、証拠が滅失又は後に取得が困難となるおそれのある場合、特許権者又は利害関係人は提訴前に法により人民法院に証拠保全を申請することができる。</p>



<p>行しなければならない。</p> <p>人民法院が保全措置を講じた日から 15 日以内に申請人が提訴しない場合、人民法院はその措置を解除しなければならない。</p>		
<p>第 68 条 (訴訟の時効)</p> <p>特許権侵害訴訟の時効は 2 年とし、特許権者又は利害関係人が侵害行為を知った又は知り得たと考えられる日から起算する。</p> <p>発明特許出願公開後特許権が授与される前に、当該特許を実施して適当な実施料を支払わなかった場合における、特許権者は実施料の支払いを求める訴訟の時効は 2 年とする。特許権者は他人がその発明を実施していることを知った又は知り得た日から起算する。但し、特許権者は特許権付与の前に既に知った又は知り得た場合、特許権付与日から起算する。</p>	<p>第 71 条 未改正</p>	<p>第 75 条 (訴訟の時効)</p> <p>特許権侵害訴訟の時効は 3 年とし、特許権者又は利害関係人が侵害行為を知った又は知り得たと考えられる日から起算する。</p> <p>発明特許出願公開後特許権が授与される前に、当該特許を実施して適当な実施料を支払わなかった場合における、特許権者は実施料の支払いを求める訴訟の時効は 3 年とする。特許権者は他人がその発明を実施していることを知った又は知り得た日から起算する。但し、特許権者は特許権付与の前に既に知った又は知り得た場合、特許権付与日から起算する。</p>
<p>第 69 条 (特許権侵害を構成しない行為)</p> <p>次の各号の一つに該当する場合は、特許権侵害と見なさない。</p> <p>(一) 特許製品又は特許方法によって直接得られる製品について、特許権者又は特許権者の許諾を得た単位、個人が販売した</p>	<p>第 72 条 未改正</p>	<p>第 76 条 未改正</p>



<p>後、当該製品を使用、販売の申し出、販売、輸入する場合；</p> <p>（二）特許出願日前に既に同一の製品を製造し、同一の方法を使用または既に製造、使用のために必要な準備をし、且つ従来の範囲内で引続き製造、使用する場合；</p> <p>（三）一時的に中国の領土、領海、領空を通過する外国の輸送手段において、その属する国が中国と締結した協定、又は共に加盟している国際条約、又は互惠の原則に従って、輸送手段自体の必要上その装置及び設備に係る特許を使用している場合；</p> <p>（四）科学研究及び実験のためのみに関係特許を使用している場合；</p> <p>（五）行政審査に必要な情報を提供するために、特許薬品又は特許医療器械を製造、使用、輸入した場合、及び専らそのために特許薬品又は特許医療器械を製造、輸入する場合。</p>		
<p>第 70 条（賠償責任の免除）</p> <p>生産経営目的で、特許権者の許諾を得ずに製造かつ販売された侵害製品であることを知らずに使用、販売の申し出又は販売し</p>	<p>第 73 条 未改正</p>	<p>第 77 条 未改正</p>



<p>た場合、その製品の合法的な出所を証明することができた場合、賠償責任を負わない。</p>		
	<p>第 74 条 (新設) 專利行政部門は特許權保護信用情報ファイルを設け、かつ全国信用情報共有交換プラットフォームに組み入れなければならない。</p>	
	<p>第 75 条 (新設) 專利代理機構の設立又は專利代理師資格の取得は國務院專利行政部門の許可を得なければならない。 國務院專利行政部門の許可を得ずに、何れの單位又は個人も經營目的で特許代理業務に従事してはならない。本条の規定に違反した場合、專利行政部門は情状に基づき、違法行為の停止を命じ、違法所得を没収するとともに、処罰することができる。</p>	
<p>第 71 条 (外国への特許出願に関する第 20 条違反の処理) 本法第 20 条の規定に違反し外国に特許出願し、国家の機密を漏洩した場合、所属單位又は上級主管機關は、行政処分を行う。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追求する。</p>	<p>第 76 条 (外国への特許出願に関する第 20 条違反の処理) 本法第 20 条の規定に違反し外国に特許出願し、国家の機密を漏洩した場合、所属單位又は上級主管機關は、処分を行う。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追求する。</p>	<p>第 78 条 (外国への特許出願に関する第 20 条違反の処理) 本法第 21 条の規定に違反し外国に特許出願し、国家の機密を漏洩した場合、所属單位又は上級主管機關は、行政処分を行う。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追求する。</p>



<p>第 72 条 (非職務発明者の権益の保護) 発明者又は創作者の非職務発明創造の特許出願権及び本法に定めるその他の権益を侵害した場合、所属単位又は上級の主管機関は行政処分を行う。</p>	<p>削除</p>	<p>削除</p>
<p>第 73 条 (特許業務管理部門の経営活動禁止) 特許業務管理部門は社会に特許製品を推薦する等経営活動に関与してはならない。 特許業務管理部門は前項の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関は是正命令をし、その影響の除去し、違法収入がある場合は没収する。情状が重い場合は、直接の責任主管職員及びその他の直接の責任者に対し、法により行政処分する。</p>	<p>第 77 条 (專利行政部門の経営活動禁止) 專利行政部門は社会に特許製品を推薦する等経営活動に関与してはならない。 專利行政部門は前項の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関は是正命令をし、その影響の除去し、違法収入がある場合は没収する。情状が重い場合は、直接の責任主管職員及びその他の直接の責任者に対し、法により行政処分する。</p>	<p>第 79 条 (特許業務管理部門の経営活動禁止) 特許業務管理部門は社会に特許製品を推薦する等経営活動に関与してはならない。 特許業務管理部門は前項の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関は是正命令をし、その影響の除去し、違法収入がある場合は没収する。情状が重い場合は、直接の責任主管職員及びその他の直接の責任者に対し、法により行政処分する。</p>
<p>第 74 条 (公務員の汚職に対する処分) 特許管理業務に従事する国家機関の職員及びその他の関係国家機関の職員は、職務怠慢、職権乱用、私利で不正を行って、犯罪を構成する場合、法に基づいて刑事責任を追求する。犯罪を構成しない場合、法により行政処分を行う。</p>	<p>第 78 条 (公務員の汚職に対する処分) 特許管理業務に従事する国家機関の職員及びその他の関係国家機関の職員は、職務怠慢、職権乱用、私利で不正を行った場合、法に基づいて処分を行う。犯罪を構成する場合、法に基づいて刑事責任を追求する。</p>	<p>第 80 条 (公務員の汚職に対する処分) 特許管理業務に従事する国家機関の職員及びその他の関係国家機関の職員は、職務怠慢、職権乱用、私利で不正を行って、犯罪を構成する場合、法に基づいて刑事責任を追求する。犯罪を構成しない場合、法により行政処分を行う。</p>



	<p>第八章 特許の実施と運用（新設）</p>	
	<p>第 80 条（旧第 14 条） （国営企業単位・発明特許の実施許可） 国営企業の事業単位の発明特許が、国家利益又は公共利益に対して重大な意義がある場合、国务院の関係主管部門及び省、自治区、直轄市の人民政府は、国务院の認可を得て、許可された範囲内で応用を広げることとを定め、指定した単位が実施することを認めることができる。実施する単位は、国家の規定に従って特許権者に実施料を支払う。</p>	
	<p>第 81 条（新設） 国が設立した研究開発機構、大学・専門学校の職務発明創造が特許権を獲得後、特許権の帰属の変更がないことを条件に、発明者又は創作者は単位と当該特許の自己実施或いは他人に実施許諾する協議を行うとともに合意に基づき相応の權益を享有することができる。</p>	
	<p>第 85 条（新設） 国家標準規格の制定に参加の特許権者が標準制定手続き中にその標準自体に必須の</p>	



	<p>特許を開示しない場合、当該標準を実施する者はその特許技術を使用することを許諾されたものと看做す。許諾使用料は双方が協議する。双方が合意に達しない場合、地方人民政府の專利行政部門が裁決する。当事者が裁決に不服がある場合、通知を受領した日より3か月以内に人民法院に提訴することができる。</p>	
	<p>第86条 (新設) 特許権に質権設定する場合、質権設定者と質権者は共同で国务院專利行政部門に質権登記の手続きを行い、質権は登記の日より発効する。</p>	
第八章 附 則	第九章 附 則	第八章 附 則
<p>第75条 (手数料の納付) 国务院專利行政部門に特許出願及びその他の手続を行う場合、規定に基づき手数料を納付しなければならない。</p>	<p>第87条 未改正</p>	<p>第81条 未改正</p>
	<p>第88条 (新設) 專利代理業組織は專利行政部門の指導と監督を受けなければならない。 專利代理業組織は会の規定に基づき、会</p>	



	員を入会する条件を厳格に執行し、業務自律規範に違反する会員に対して懲戒処分とする。入会された会員及び会員に対する懲戒の状況について、適時、社会に公布する。	
第 76 条（施行日） 本法は 1985 年 4 月 1 日から施行する。	第 89 条（施行日） 本法は 1985 年 4 月 1 日から施行する。	第 82 条（施行日） 本法は 1985 年 4 月 1 日から施行する。